

マイプレミアムサポートサービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(本規約の目的)

第1条 [エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)(以下「当社」といいます。)は、この「マイプレミアムサポートサービス」利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、マイプレミアムサポートサービス(以下「マイプレミアムサポート」といいます。)を提供します。

第2条 (略)

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。

当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(<https://www.nttr.co.jp/corporate/agreement.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、マイプレミアムサポートを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

第4条 (略)

(用語の定義)

(本規約の目的)

第1条 [株式会社NTTドコモ](#)(以下「当社」といいます。)は、この「マイプレミアムサポートサービス」利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、マイプレミアムサポートサービス(以下「マイプレミアムサポート」といいます。)を提供します。

第2条 (略)

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。

当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、マイプレミアムサポートを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

第4条 (略)

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電話サポート	契約者からの専用受付番号への要請に基づき、当社オペレータが契約者の端末の問題箇所に対して、契約者との電話対応によって行う課題解決等
2 リモートサポート	本ソフトがインストールされたパソコン等を、当社オペレータが契約者からの専用受付番号への要請に基づき遠隔操作して行う課題解決等
3 パソコン点検	3ヶ月に1度、契約者からの請求により当社がリモートサポートにより契約者のパソコンのセキュリティ診断及びパソコンの最適化を行うこと
4 オンラインレッスン	契約者からの請求に基づき、1レッスン45分を上限として電話およびリモートサポートにより当社のwebサイト (https://service.ocn.ne.jp/option/support/premium/option.html) で定める内容を解説するサービス
5 ウイルス駆除サポート	ウイルス対策ソフトで対応できない契約者のパソコン端末のウイルスやスパイウェアを、当社オペレータが契約者のパソコン端末にリモート接続し、駆除のサポートを行うサービス
6 専用受付番号	契約者がマイプレミアムサポートを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別記1（サービス提供条件）に定めるところによります。
7 本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア
8 請求事業者	マイプレミアムサポートの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電話サポート	契約者からの専用受付番号への要請に基づき、当社オペレータが契約者の端末の問題箇所に対して、契約者との電話対応によって行う課題解決等
2 リモートサポート	本ソフトがインストールされたパソコン等を、当社オペレータが契約者からの専用受付番号への要請に基づき遠隔操作して行う課題解決等
3 パソコン点検	3ヶ月に1度、契約者からの請求により当社がリモートサポートにより契約者のパソコンのセキュリティ診断及びパソコンの最適化を行うこと
4 オンラインレッスン	契約者からの請求に基づき、1レッスン45分を上限として電話およびリモートサポートにより当社のwebサイト (https://service.ocn.ne.jp/option/support/premium/option.html) で定める内容を解説するサービス
5 ウイルス駆除サポート	ウイルス対策ソフトで対応できない契約者のパソコン端末のウイルスやスパイウェアを、当社オペレータが契約者のパソコン端末にリモート接続し、駆除のサポートを行うサービス
6 専用受付番号	契約者がマイプレミアムサポートを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別記1（サービス提供条件）に定めるところによります。
7 本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア
8 請求事業者	マイプレミアムサポートの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社

	<p>が別に定める事業者</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。</p>		<p>が別に定める事業者</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。</p>
<p>9 特定請求事業者</p>	<p>当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者</p>	<p>9 特定請求事業者</p>	<p>当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者</p>
<p>第6条～第16条 (略)</p>		<p>第6条～第16条 (略)</p>	
<p>(料金)</p> <p>第17条 当社が提供するマイプレミアムサポートの料金は料金表 1 利用料金 1 - 1 料金額に規定する利用料金とします。</p> <p>2 契約者は、マイプレミアムサポートの利用料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。</p> <p>3 1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。</p>		<p>(料金)</p> <p>第17条 当社が提供するマイプレミアムサポートの料金は料金表 1 利用料金 1 - 1 料金額に規定する利用料金とします。</p> <p>2 契約者は、マイプレミアムサポートの利用料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。</p> <p>3 1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。</p>	
<p>第18条～第20条 (略)</p>		<p>第18条～第20条 (略)</p>	
<p>(債権の譲渡)</p> <p>第21条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」と</p>		<p>(債権の譲渡)</p> <p>第21条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいま</p>	

<p>います。) に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものと取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>	<p>す。) に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものと取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>
<p>第22条～第24条（略）</p>	<p>第22条～第24条（略）</p>
<p>（個人情報の取り扱い）</p> <p>第25条 当社はマイプレミアムサポートの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いについては当社のWebサイト上（https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/）で定めるところによります。</p> <p>2 当社は当社が保有している個人情報について契約者から請求があったときは原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合にその旨を知らせることを含みます。)を受けたときは当社のWebサイト上（https://www.nttr.co.jp/personal_data_policy/）で定める手数料の支払いを要します。</p> <p>4 当社がマイプレミアムサポートの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するマイプレミアムサポートの利用に関する諸規程は本規約の一部を構成するものとします。</p>	<p>（個人情報の取り扱い）</p> <p>第25条 当社はマイプレミアムサポートの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いについては当社のWebサイト上（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）で定めるところによります。</p> <p>2 当社は当社が保有している個人情報について契約者から請求があったときは原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合にその旨を知らせることを含みます。)を受けたときは当社のWebサイト上（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）で定める手数料の支払いを要します。</p> <p>4 当社がマイプレミアムサポートの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するマイプレミアムサポートの利用に関する諸規程は本規約の一部を構成するものとします。</p>
<p>第26条（略）</p>	<p>第26条（略）</p>

別紙1 (略)	別紙1 (略)				
料金表 (略)	料金表 (略)				
	<p>附 則 (令和5年6月15日 レバN第009600000741-01号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。</p> <p>(吸収合併に伴う取り扱いについて)</p> <p>2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 (以下「レゾナント」といいます。) が次の表の左欄のプライバシーポリシー (以下「旧プライバシーポリシー」といいます。)</p> <p>の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約 (以下「新規約」といいます。) の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1137 880 2119 951"> <tr> <td>旧規約</td> <td>新規約</td> </tr> <tr> <td>マイプレミアムサポートサービス利用規約</td> <td>マイプレミアムサポートサービス利用規約</td> </tr> </table> <p>3 旧約款によりレゾナントが締結した契約に係る次に掲げる事項 (附則別表に係るものを含みます。) については、当社に承継されたこの附則2の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。</p> <p>(1)品目及び通信又は保守の態様による細目等</p> <p>(2)期間(最低利用期間を含みます。)に係る起算日</p> <p>(3)付加機能</p> <p>(4)附帯サービス</p> <p>(5)その他旧約款に基づくサービス提供条件</p>	旧規約	新規約	マイプレミアムサポートサービス利用規約	マイプレミアムサポートサービス利用規約
旧規約	新規約				
マイプレミアムサポートサービス利用規約	マイプレミアムサポートサービス利用規約				

4 旧約款の規定によりレゾナントに預け入れ、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された前受金については、この改正規定実施の日において、当社が新約款に基づいて取り扱います。

5 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。